

小山町ふるさと納税の協力企業募集要領

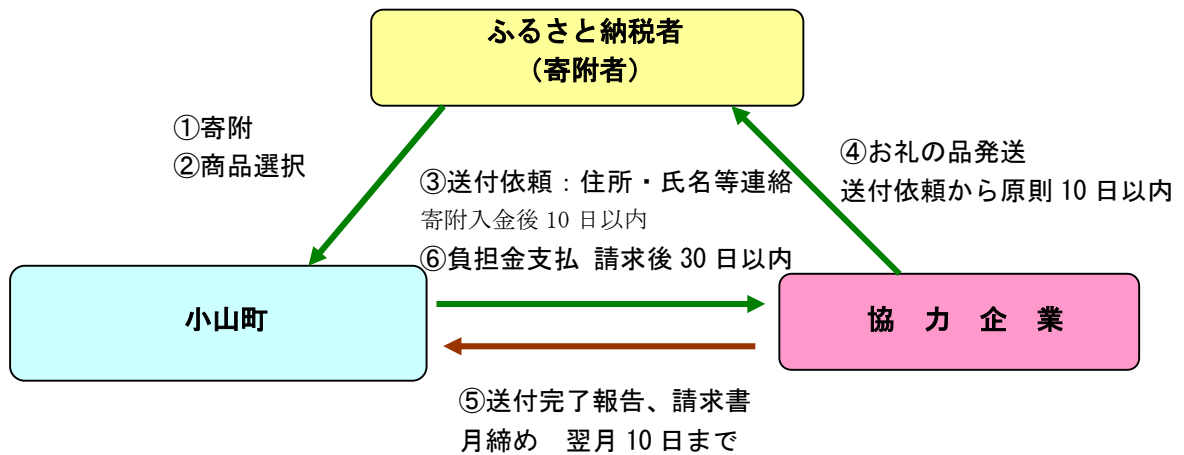
1 目的

「ふるさと納税」の促進と町の魅力や地元特産品等のPRを目的に、小山町へふるさと納税をされた町外の方へ、お礼の品として地元の企業の生産品、サービスを提供していただける協力企業を募集します。

ふるさと納税制度とは

個人が、自治体に寄附した場合、2千円を超える部分について、一定の限度額（住民税所得割の2割程度）まで所得税と住民税を合わせて全額控除される制度です。

2 事業の流れ



3 応募の要件

協力企業及びお礼の品は、下記の要件に全て適合するものとします。

(1) 協力企業

- (ア) 小山町内に事業所がある法人や個人事業者
- (イ) 町税の滞納がない事業者
- (ウ) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に該当しない事業者
- (エ) 上記以外に町長が認めた事業者

(2) お礼の品

- (ア) 「ふるさと小山町」の魅力を体感でき、本町のPRにつながる商品で、小山町内で栽培、製造、加工等がされている商品等
 - (イ) 小山町から依頼を受け、速やかに商品が発送できること。また、飲食物の場合は、原則寄附者に到着後、10日以上消費期限が保証される商品であること。
- ※ユニークなアイデア商品や季節限定、定期の商品でも構いません。

寄附金額		お礼の品の価格(送料・税込)		町負担額
13,500円以上	27,000円未満	4,000円相当以上の商品		4,000円
27,000円以上	40,500円未満	8,000円	〃	8,000円
40,500円以上	67,500円未満	12,000円	〃	12,000円
67,500円以上	135,000円未満	20,000円	〃	20,000円
135,000円以上	270,000円未満	40,000円	〃	40,000円
270,000円以上	405,000円未満	80,000円	〃	80,000円
405,000円以上	540,000円未満	120,000円	〃	120,000円
540,000円以上	675,000円未満	160,000円	〃	160,000円
675,000円以上	810,000円未満	200,000円	〃	200,000円
810,000円以上	945,000円未満	240,000円	〃	240,000円
945,000円以上	1,080,000円未満	280,000円	〃	280,000円

1,080,000円以上1,215,000円未満	320,000円	〃	320,000円
1,215,000円以上1,350,000円未満	360,000円	〃	360,000円
1,350,000円以上2,025,000円未満	400,000円	〃	400,000円
2,025,000円以上2,700,000円未満	600,000円	〃	600,000円
2,700,000円以上	800,000円	〃	800,000円

※町が協力企業に支払う額は、寄附金額に対応したお礼品のランクに対する上記「町負担額」商品売価や実際にかかった費用を支払うものではありませんのでご注意ください。

4 協力企業のメリット

(ア) 町のふるさと納税のホームページやパンフレット、ふるさと納税委託サイトに商品の画像や企業名等が掲載されます。

(イ) 商品の発送時に自社パンフレット等の同封により、PRが可能です。

※協力企業による自社パンフレットの送付は、お礼の品発送時の同封に限らせていただきます。

(ウ) 販促のDM等にふるさと納税を案内することで、ふるさと納税を利用した商品・サービスの購入を誘導することが可能です。

5 個人情報の保護

協力企業は、この事業による業務を処理するための個人情報の取扱いについては、別紙「個人情報取扱特記事項」を遵守しなければなりません。

※寄附者の個人情報は、お礼の品の送付以外の目的に使用することはできません。

ただし、パンフレットの同封により、寄附者から協力企業への商品申込み等で入手された個人情報は、別紙「個人情報取り扱い特記事項」の対象外とします。

6 募集期間

随時申込みを受付します。

7 応募方法

(第2号様式)「小山町ふるさと納税推進事業参加申請書」に、必要事項を記入し代表者印を押印のうえ提供商品の写真・参考資料等を添付して提出してください。(提供商品の写真は画像データをメールや電子媒体で提出ください。)

1つのお礼品につき小山町ふるさと納税推進事業参加申請書を1枚提出してください。

8 協力企業決定方法

申込内容や企業活動等を総合的に判断して協力企業を決定し、その結果を申込者にご連絡します。

9 その他留意事項

(1) 協力企業は、商品に関して発送の遅延、販売中止、品質及び発送過程で事故等の問題が発生した場合には速やかに小山町へ報告するものとします。

(2) 協力企業は、お礼の品の品質等に関して、寄附者から苦情等があった場合は、真摯に対応し解決に努めるものとし、苦情内容について小山町へ報告するものとします。また、品質等による補償やクレーム対応について、町は一切責任を負いません。

(3) 小山町は、申込み内容に虚偽があった場合及び町に損害を及ぼす行為があった場合には承認を取消します。

(4) 小山町は、協力企業として承認された企業・商品が本要領3に定める要件に適合しなくなったと認める場合、その承認を取消することがあります。

10 申込み・問合せ先

〒410-1395 小山町藤曲57-2

小山町役場 地域振興課 ふるさと納税担当

TEL : 0550-76-6140

FAX : 0550-76-4633

E-Mail : chiiki@fuji-oyama.jp